

利用できるサービス



生活機能の低下がない人
(自立した生活が送れる人)



生活機能の低下がある人
(支援を必要とする人)



要支援 1・2の人

一般介護予防事業

■さんさん介護予防パートナー事業
介護予防の知識・技術を習得し、地域で介護予防活動に取り組むボランティアの養成や活動の支援をします。



■介護予防健診ウェルネスチェック
筋量や体力を測定し、結果を説明。結果に合わせてアドバイスします。



■地域住民グループ支援事業
ふれあいサロン
地域での孤立・閉じこもり防止や健康・生きがいづくりが目的です。身近な地域で参加者とボランティアが内容を企画。住民主体で運営していく、楽しい仲間づくりや交流の場です。



介護予防・生活支援サービス事業

【訪問サービス】
■ホームヘルプ
訪問介護員が洗濯、掃除などの日常生活を支援します。
■短期集中予防
町看護師が1～3カ月程度自宅を訪れ、通所サービスにつないだり、必要に応じて予防指導や情報提供をします。

【通所サービス】
■デイサービス
通所介護施設などで機能訓練などの支援を行います。

■さんさん元気クラブ・いきいき大学 (週1回)
地域で行われる健康づくりや社会参加を目的とした教室です。参加者が積極的に運営に関わります。

■元気が出る学校 (4カ月: 16回程度)
運動を中心に行い、口腔機能向上や低栄養の予防、認知症の予防に取り組めます。

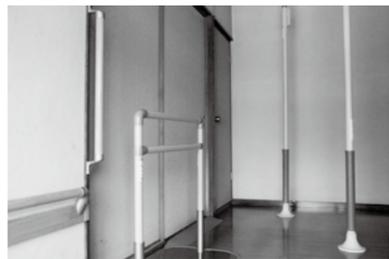
■住民主体の集いの場 (モデル地区で週1回)
地域の集会場に集まり、体操などをして介護予防に取り組めます。

【その他の生活支援サービス】
■ごきげんコール
ボランティアが一人暮らしの高齢者や日中一人になる高齢者へ電話で安否を確認し、健康状態を把握します。

予防給付

訪問介護と通所介護以外のサービスは、これまでどおり利用できます。

- ・通所リハビリ
- ・訪問看護
- ・短期入所
- ・福祉用具貸与・販売
- ・住宅改修 など



日常生活の自立を助ける福祉用具の手すり

元気になるお手伝いをします。

自分の地域で自分らしく
地域包括支援センターは、高齢者の皆さんがいつまでも住み慣れた地域で生活できるよう支援するための総合相談窓口です。健康や福祉、医療に関する相談はもちろん、介護サービスの利用で分からないときは、気軽にお問い合わせください。



介護保険課
品川 二理 主事

介護予防・日常生活支援総合事業

65歳以上の皆さん！

介護予防サービスを気軽に利用できます



☎ 介護保険課 地域包括支援センター ☎ (232) 2366

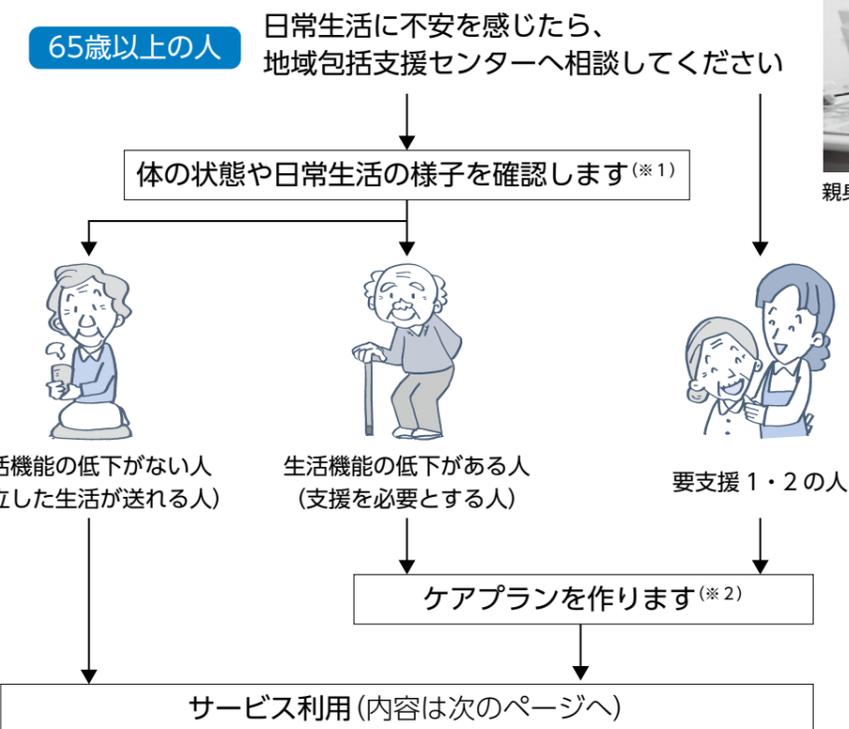
生活支援が必要な高齢者の多様なニーズを地域全体で支えるために、介護保険法が改正され、菊陽町では4月から介護予防・日常生活支援総合事業が始まります。多様なサービスの中から希望するサービスを選べるようになります。まずはご相談ください。



さんさん元気クラブで節分のお面を作り笑顔の参加者

自分に合ったサービス利用で介護予防に取り組む
介護予防・日常生活支援総合事業は、65歳以上の人を対象とした介護予防事業です。介護保険の認定を受けていなくても、一人一人の生活に合わせた柔軟なサービスを気軽に利用できます。
これまで介護保険で行っていた要支援1と2の人向けの介護予防サービスの一部も利用できます。なるべく介護を必要としない暮らしを送るためにも、積極的に介護予防に取り組みましょう。
なお、要介護認定(要介護1～5)を受けている人は、これまでどおり介護サービスを利用できます。

サービス利用までの流れ



親身に相談を受ける豊川哲平ケアマネジャー

※1 身体・口腔・栄養・認知面をリストに基づき「はい・いいえ」で答えてもらい、総合的に判断します。
※2 どのサービスをどのくらい利用するか決める計画書です。ケアマネジャーが話を聞いて作ります。